

入 札 公 告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６第１項及び福島県財務規則（昭和３９年福島県規則第１７号）第２４６条第１項の規定により公告する。

令和７年９月４日

福島県会津地方振興局長 今野 一宏

1 入札に付する事項

区分	■ 新規	□ 再度公告 □ 改めて公告（設計、条件等見直しあり） 前回公告 なし
工事番号	25-41341-0035	
工事名	道路橋りょう維持（長寿）工事（橋梁補修）	
工事箇所	河沼郡柳津町大字柳津地内 瑞光寺橋（国道２５２号）	
工事概要	橋梁塗装塗替工 A=4158.6m ²	
完成期限	工期３６７日間（フレックス期間を含む）	
予定価格	契約締結後に公表する。	
項目	該当の有無	該当する場合の内容説明
起工時期	該当	・ 該当の場合、令和７年４月１日以降に起工した工事である。 ・ 該当なしの場合、令和７年３月３１日までに起工した工事である。
最低制限価格	該当なし	・ 施行令第１６７条の１０第２項に基づき最低制限価格を設定する工事。契約締結後に公表する。
総合評価方式	簡易型	・ 価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事である。 ・ 落札候補者の決定方法及び総合評価の方法については、入札説明書による。なお、当該入札では評価基準価格を設定する。
低入札価格調査	該当	・ 施行令第１６７条の１０の２第２項の規定に基づく低入札価格調査制度適用工事。調査基準価格は、契約締結後に公表する。 ・ 調査基準価格を下回った入札を行った場合は、評価値が最も高い者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。また、低入札価格調査に協力すること。
施工体制事前提出方式	該当なし	・ 福島県施工体制事前提出方式の適用工事 ・ 施工体制事前提出方式における失格基準、調査内容及び様式等については、入札説明書による。
電子入札	該当	・ 電子入札の参加には、下記アドレスより事前登録が必要 ・ 電子入札システム（アドレス） http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-98.html
電子閲覧	該当	電子閲覧システム（アドレス） http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-96.html
現場代理人の常駐義務の緩和	該当	落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。
専任特例２号の監理技術者の配置	該当	建設業法第２６条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例２号の監理技術者」という。）の配置を行うことができる工事である。専任特例２号の監理技術者の配置を行う場合の要件は、入札説明書による。
再資源化等	該当	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
混合入札	復興JV以外	単体企業又は特定建設工事共同企業体での参加を認める混合入札
	復興JV	該当なし
資本関係又は人的関係	該当	資本関係又は人的関係にある企業同士が同一入札へ参加することは認めない。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

(1) 単体企業の場合

発注種別	塗装工事	開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されていること。
格付等級	A	
許可業種	塗装工事業	建設業法（昭和24年法律第100号）の左の欄に表示した業種の許可を受けていること。
地域要件	県内	県内とは、福島県内に本店を有する者であること。
技術者の工事経験	必要なし	・左の欄に表示した工事経験（配置技術者としての経験）がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。（ただし、請負金額が4,500万円未満（建築一式工事の場合は9,000万円未満）になる場合又は建設業法第26条第3項のただし書きに該当する場合は、専任を要しない。） ・工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請（JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員である場合に限る。なお、分担施工方式による場合は、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る（発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。）。ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。）の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。 ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
企業の工事実績	必要なし	
企業の工事規模実績	必要なし	元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績（JVの場合は、出資比率に相当する額とする。）があること。 ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件とみなす。
JR近接工事	該当なし	該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者（在来線）資格認定証」を有する者をいう。

(2) 特定建設工事共同企業体の場合

構成員の数		2者又は3者であること。
構成員の組み合わせ		・構成員全員が、構成員共通の資格要件を満たしていること。 ・代表構成員の資格要件を満たす者1者及びその他の構成員の資格要件を満たす者1者又は2者の組み合わせであること。
結成方法		自主結成であること。
各構成員の出資割合		・2者の場合は、各者30%以上であること。 ・3者の場合は、各者20%以上であること。
構成員共通の資格要件	技術者の工事経験	・左の欄に表示した工事経験（配置技術者としての経験）がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。（ただし、請負金額が4,500万円未満（建築一式工事の場合は9,000万円未満）になる場合又は建設業法第26条第3項のただし書きに該当する場合は、専任を要しない。） ・工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請（JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員である場合に限る。なお、分担施工方式による場合は、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る（発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。）。ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。）の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。 ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
	必要なし	

代表構成員の資格要件	発注種別	塗装工事	開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されていること。
	格付等級	A	
	許可業種	塗装工事業	建設業法（昭和24年法律第100号）の左の欄に表示した業種の許可を受けていること。
	地域要件	県内	県内とは、福島県内に本店を有する者であること。
	企業の工事实績	必要なし	元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事实績があること。
	企業の工事規模実績	必要なし	
	J R 近接工事	該当なし	元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績（J Vの場合は、出資比率に相当する額とする。）があること。 ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件とみなす。 該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者（在来線）資格認定証」を有する者をいう。
	出資割合		
			構成員のうち最大であること。出資割合が同じ場合においては、施工能力の大きい者であること。
その他の構成員の資格要件	発注種別	塗装工事	開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されていること。
	格付等級	A	
	許可業種	塗装工事業	建設業法（昭和24年法律第100号）の左の欄に表示した業種の許可を受けていること。
	地域要件	県内	県内とは、福島県内に本店を有する者であること。
	企業の工事实績	必要なし	元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事实績があること。
	企業の工事規模実績	必要なし	
	J R 近接工事	必要なし	元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績（J Vの場合は、出資比率に相当する額とする。）があること。 ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件とみなす。 該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者（在来線）資格認定証」を有する者をいう。

3 入札参加手続等

本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。（電子入札対象工事にあつては、電子入札システムにより開札を行うため、入札参加者は当該システムにより入札参加の受付をすること。）

また、設計図書等の質問受付方法、入札書等の提出、落札候補者の公表及び入札結果の公表については、入札説明書による。

なお、設計図書等の閲覧、入札執行などの期間や場所は次に示すとおりとする。

項目	期間又は期日	場所等
設計図書等の閲覧等	令和7年9月4日(木) ～ 令和7年10月10日(金)	電子閲覧システム ※電子閲覧システムの利用時間は、午前8時から午後10時まで（福島県の休日を含める条例(平成元年福島県条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）です。

設計図書等の質問	令和7年9月4日(木) ~ 令和7年9月11日(木)	大沼郡三島町大字宮下字水尻 1 1 0 8 番地 福島県宮下土木事務所 総務課 電話番号 0 2 4 1 - 5 2 - 2 3 1 1 電子メール miyashita.doboku@pref.fukushima.lg.jp ※設計図書等の質問における電子メールの件名及びファイル名は、「【設計図書等の質問書】工事番号下4桁(会社名)」として提出すること。 ※質問の送付は、原則、電子メールによることとしますが、ファクシミリ送信を希望する場合は、上記電話番号まで連絡すること。
質問の回答予定	令和7年9月16日(火)	福島県会津地方振興局出納室ホームページ 入札書等の提出前に、必ず本ホームページにて、質問回答の有無を確認すること。
入札参加受付 (電子入札)	令和7年9月24日(水) 午前9時00分 ~ 令和7年9月25日(木) 午後5時00分	電子入札システムへの入力による。 ※電子入札システムの利用時間は、午前9時から午後5時まで(福島県の休日を定める条例(平成元年福島県条例第7号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)です。
入札書等の提出 (電子入札)	令和7年10月9日(木) 午前9時00分 ~ 午後5時00分 令和7年10月10日(金) 午前9時00分 ~ 午後3時00分	※入札書等提出期間は2日間とする。 ただし、最終日の受付時間は午後3時までとする。 ※初日の午後5時以降最終日の午前9時前に入札書を提出した場合で、障害等により不着となった場合、辞退したものとみなしますので、システム利用時間内に提出すること。
開札 (電子入札)	令和7年10月15日(水) 午前10時00分	左記開札後、開札結果を以下の場所で終日公開する。 会津若松市追手町7番5号 福島県会津若松合同庁舎 新館2階 出納室前廊下
落札者の決定予定日	令和7年10月21日(火)	

4 入札参加資格要件の審査に関する事項

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知する。
なお、落札候補者の入札参加資格要件の審査、落札者の決定及び入札参加不適格の通知については、入札説明書による。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県工事等競争入札心得等において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他 (※下記事項の該当の有無については、特記仕様書で必ず確認してください。)

(1) 労働者確保に関する積算方法の試行工事に関する事項

労働者確保に関する積算方法の試行工事については、特記仕様書の第5章による。

(2) 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行該当工事

この工事は、「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」を適用し積算している工事である。

(技術監理課HP <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/sinsai-fukkou-sekisan.html> 参照)

(3) フレックス工事に関する事項

フレックス工事に関する事項については、特記仕様書第2章による。

(4) 施工箇所が点在する工事の積算に関する事項

施工箇所が点在する工事の積算に関する事項については、特記仕様書第18章による。

(5) ICT活用工事に関する事項

ICT活用工事に関する事項については、特記仕様書第20章による。

(6) 週休2日確保モデル工事に関する事項

週休2日確保モデル工事に関する事項については、特記仕様書第7章による。

(7) 建設キャリアアップシステム活用工事に関する事項

建設キャリアアップシステム活用工事に関する事項については、特記仕様書第8章による。

(8) その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先 福島県会津地方振興局出納室

電話番号 0242-29-5472

電子メール aizu.suito@pref.fukushima.lg.jp

※ファクシミリによる問い合わせを希望する場合は、上記電話番号に連絡すること。

提出する書類一覧表

提出書類	入札参加受付時	入札書等提出時
技術提案書	(注1)(注2) ○	
入札書		システムに入力
見積内訳書		(注1) ○
見積内訳総括表 (低入札価格調査事務処理要領様式第6号)		(注1) ○

※ 電子入札における留意点

(注1) 添付するファイルを間違えた場合、入札を無効とすることがありますので注意してください。

(注2) 総合評価方式の適用工事であって、標準型以外の場合は、入札参加受付時に技術提案書を提出済みでも、システムの仕様により一律表示されるものであり、実際の提出状況は反映していません。